

『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表資料

1. 基金の概要（平成18年度）

基金の名称 （見直し対象となっている融資等業務（※1）の事業名）	航空機国際共同開発促進基金
法人名	（財）航空機国際共同開発促進基金
基金額（国庫補助金等相当額）	4,948百万円（477百万円）（平成18年4月1日現在）
基金事業の概要 （見直し対象となる融資等業務（※1）を行っている場合は、その概要）	航空機工業振興法に基づく航空機等の国際共同開発事業者等に対する開発助成金の交付。

2. 見直し結果（平成18年度）

項目	講ずる措置
実施した見直しの概要（平成18年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等（※2））	今後とも基金基準に適合するよう指導監督を実施。
基金事業を終了する時期	航空機工業振興法に基づき設置されている基金及び助成事業であり、法律を受けて実施される事業であって事業を終了する時期について法律に特段の定めがない基金事業に当たるため。
次回の見直し時期	平成21年度
基金事業の目標	航空機工業振興法第1条に定められているとおり、「航空機等の国際共同を促進するための措置を講ずることにより、航空機工業の振興を図り、あわせて産業の技術の向上及び国際交流の進展に寄与すること」。
目標達成度の評価	—
基金の保有割合	〔記載例：貸付事業を想定〕 0.2
基金の保有割合の算出	（算出に用いた方式） 保有割合＝直近年度末の基金額÷（直近5カ年の年平均補助・利子補給額×事業終了までの残存年数）  （算出に用いた数値） 直近年度末の基金額（平成17年度末の基金額）4,948百万円 直近5カ年の年平均補助・利子補給額：2,428百万円 事業終了までの残存年数：10年（事業終了期間の設定がないため、対象プロジェクトの平均的な開発期間） ※管理費用は当該基金からの支出はない。
使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果（※3）	使用見込みの低い基金等の該当の有無 有・無 〔有の場合〕 —  （使用見込みの低い基金等に該当する場合の検討の結果） —
その他	—

（※1）「見直し対象となる融資等業務」とは、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）」第14条第3号に該当する融資等業務のことをいう。

（※2）「補助金等の交付により造成した基金、公益法人の行う融資等業務及び特別の法律により設立される法人の見直し等について」（平成18年12月24日行政改革推進本部決定）

（※3）「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）」の3（4）エに基づき検討した結果は、「使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果」欄に記載する。